

最低制限価格並びに低入札価格調査に係る対象工事の基準額等の見直し について（お知らせ）

井原市総務部財政課

令和4年4月1日以降に発注する建設工事について、次のとおり基準額等を変更します。

- ①令和4年4月1日以降に発注する建設工事について、最低制限価格並びに低入札価格調査の対象工事の基準額を次のとおり改正します。

★最低制限価格制度の採用 → 設計金額（消費税及び地方消費税を含む）100万円以上6,000万円未満の工事

☆低入札価格調査制度の採用 → 設計金額（消費税額及び地方消費税を含む）6,000万円以上の工事

- ②令和4年4月1日以降に入札を行う建設工事の最低制限価格並びに低入札調査価格の算出において、従来から一部工種について適用していた中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「公契連モデル」という。）における「特別なもの」についての取扱いはしない。なお、最低制限価格並びに低入札調査価格の算出の基礎となる直接工事費等の率などについては、最新の公契連モデルを採用します。

【関連リンク】

- ①入札・契約関係 例規集（財政課 HP）

→<http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011700384/>

- ②井原市入札制度等の変更（財政課 HP）

→<http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011600394/>